

議案第 7 号

君津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

君津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

基本料金、水量料金及び一時使用料金の額を改定するため、君津市水道事業給水条例（平成 7 年君津市条例第 24 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

君津市水道事業給水条例(平成7年君津市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第13条中「期間を限って給水を受けようとする者」を「工事その他の理由により期間を限って給水を受けようとする者(以下「一時使用者」という。)」に改める。

第26条第2項中「期間を限って給水を受けようとする者」を「一時使用者」に、「500円」を「600円」に改める。

第29条第1項中「期間を限って給水を受けようとする者」を「一時使用者」に改める。

別表第1基本料金の表中「60,000」を「45,000」に、「92,000」を「69,000」に、「136,000」を「103,000」に、「280,000」を「206,000」に、「444,000」を「333,000」に、「792,000」を「594,000」に改め、別表第1水量料金の表中「90円」を「120円」に、「170円」を「205円」に、「210円」を「234円」に、「280円」を「336円」に、「300円」を「365円」に、「330円」を「402円」に、「350円」を「440円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定、第26条第2項の改正規定(「期間を限って給水を受けようとする者」を「一時使用者」に改める部分に限る。)及び第29条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の君津市水道事業給水条例第26条第2項(一時使用料金の額に係る部分に限る。)及び別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る料金から適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前直近の君津市水道事業給水条例第27条第1項に規定する定例日(以下「定例日」という。)の翌日から施行日以後直近の定例日までの間における料金は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算出する。この場合において、各々算出した料金の合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる

ものとする。

君津市水道事業給水条例新旧対照表

改正案						現 行					
(給水の申込み)						(給水の申込み)					
第13条 給水を受けようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。この場合において、 <u>工事その他の理由により期間を限って給水を受けようとする者</u> （以下「一時使用者」という。）は、併せてその旨を申し出なければならない。						第13条 給水を受けようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。この場合において、 <u>期間を限って給水を受けようとする者</u> は、併せてその旨を申し出なければならない。					
(料金)						(料金)					
第26条 料金は、2か月について別表第1に定めるところにより算出した基本料金と水量料金を合算した額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。						第26条 料金は、2か月について別表第1に定めるところにより算出した基本料金と水量料金を合算した額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。					
2 前項の規定にかかわらず、 <u>一時使用者</u> の料金は、使用水量1m <sup>3</sup> につき <u>600円</u> として算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。						2 前項の規定にかかわらず、 <u>期間を限って給水を受けようとする者</u> の料金は、使用水量1m <sup>3</sup> につき <u>500円</u> として算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。					
(一時使用料金の前納)						(一時使用料金の前納)					
第29条 <u>一時使用者</u> は、原則として給水を受ける前に管理者が算定した概算料金を納入しなければならない。						第29条 <u>期間を限って給水を受けようとする者</u> は、原則として給水を受ける前に管理者が算定した概算料金を納入しなければならない。					
2 省略						2 省略					
別表第1（第26条第1項）						別表第1（第26条第1項）					
基本料金（2か月について）						基本料金（2か月について）					
口径(mm)	料金(円)	口径(mm)	料金(円)	口径(mm)	料金(円)	口径(mm)	料金(円)	口径(mm)	料金(円)	口径(mm)	料金(円)
13	1,800	40	16,800	100	206,000	13	1,800	40	16,800	100	280,000
20	1,800	50	45,000	125	333,000	20	1,800	50	60,000	125	444,000

25	3,600	65	69,000	150	594,000
30	8,000	75	103,000		

水量料金

使用水量	料金
1～20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>120円</u>
21～40m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>205円</u>
41～60m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>234円</u>
61～100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>336円</u>
101～200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>365円</u>
201～500m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>402円</u>
501m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき <u>440円</u>

25	3,600	65	92,000	150	792,000
30	8,000	75	136,000		

水量料金

使用水量	料金
1～20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>90円</u>
21～40m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>170円</u>
41～60m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>210円</u>
61～100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>280円</u>
101～200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>300円</u>
201～500m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき <u>330円</u>
501m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき <u>350円</u>